

広報 なよろ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面している方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税などの世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

給付額：1世帯あたり10万円

① 住民税非課税世帯

対象者と思われる世帯主の方へ、2月9日(水)に『確認書』を送付しました。確認書に必要な事項を記入し、4月28日(木)までに、返信用封筒で郵送してください。(消印有効)

※『申請書』による申請が必要な方

支給対象者と判別できなかった方(令和3年1月2日以降に転入されたため、所得状況や税法上の扶養状況を把握できない方など)に対して『申請書』を送付しました。給付金を受けるには申請による手続きが必要となりますので、申請書に必要な事項を記入し、非課税証明書などの必要書類を添えて9月30日(金)までに、返信用封筒で郵送してください。(消印有効)

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯 (家計急変世帯)

給付金を受けるには申請による手続きが必要となります。スケジュールや申請方法などの詳細については、広報なよろやホームページなどで順次お知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

※①と②共通の注意事項

住民税均等割が課税されている方の税法上の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です。

【例】：親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税) など

※配偶者等からの暴力(DV)を理由に避難されている方

住民票が他市区町村にあり、配偶者等からの暴力を理由に名寄市に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで給付金を受けることができます。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

◇問い合わせ

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業担当(名寄庁舎1階)
☎0165432111(内線3198、3199)

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金のご案内

.....2

名寄市長選挙投票日について

.....3

健康ガイド

.....4-5

なよろの除雪

.....6

市リサイクルセンターの利用方法

.....7

市民が主体のまちづくり

～名寄市自治基本条例について～

.....8

あなたのチカラでまちづくり

.....9

フォトでお知らせ - 広報誌版 -

.....10-11

今月の手話

消費生活センター通信

.....12

JOCジュニアオリンピックカップ

2022・なよろ憲法ハーフマラソン参

加者募集のご案内

.....13

施設のお知らせ

.....14-16

暮らしのお知らせ

.....17-21